

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:水道部業務課 No.002

処 分 名	水道料金の前納
処 分 の 概 要	水道事業管理者は、必要と認めた場合に、水道料金を前納させることができます。
根拠条例等・条項	春日部市水道事業給水条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 202 号）第 30 条
処 分 基 準	<p>処分の先例がないか、稀であるもの又は当面処分が見込まれないものであって、条例等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。</p> <p>（対象：建設工事、興行、祭典等のため、一時的に使用する場合）</p>
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

■春日部市水道事業給水条例

(料金の前納)

第30条 管理者が必要であると認めたときは、管理者の定める料金を前納させることができる。

2 前項の料金は、水道の使用をやめたときに精算する。

根拠条例及び
関係例規等の抜粋